

サービスコード表について

サービス種別	サービス種類コード (※1)	対象事業所
訪問サービス (現行相当)	A1	総合事業のみなし指定を受けている事業所 (平成27年3月31日までに県の介護予防訪問介護の指定を受けている事業所)
	A2 (※2)	飯塚市の訪問サービス(現行相当)の指定を受けた事業所
訪問型サービスA1・A2 (緩和した基準)	A3	飯塚市の訪問型サービスA1・A2(緩和した基準)の指定を受けた事業所
訪問型サービスC1 (短期集中予防サービス)	A3	ケアプラン作成のためのサービスコードです。 利用票・提供票には反映されます。 サービス費は市からの直接支払いですので給付管理票には反映されません。
訪問型サービスC2 (短期集中予防サービス)	A4	
通所サービス (現行相当)	A5	総合事業のみなし指定を受けている事業所 (平成27年3月31日までに県の介護予防通所介護の指定を受けている事業所)
	A6 (※2)	飯塚市の通所サービス(現行相当)の指定を受けた事業所
通所型サービスA (緩和した基準)	A7	飯塚市の通所型サービスA(緩和した基準)の指定を受けた事業所
通所型サービスC1・C2 (短期集中予防サービス)	A7	ケアプラン作成のためのサービスコードです。 利用票・提供票には反映されます。 サービス費は市からの直接支払いですので給付管理票には反映されません。

※1サービス種類コードについては『指定事業所一覧表』(ホームページ掲載)を参考にしてください。

※2訪問サービス(現行相当)、通所サービス(現行相当)については、総合事業のみなし指定の事業所(平成27年3月31日までに県の介護予防訪問及び通所介護の指定を受けている事業所)と、飯塚市の総合事業の指定を受けている事業所では、使用するサービス種類コードが違いますのでご注意ください。

※各コード表の色のついているコードについては、飯塚市では使用しません。